

令和5・6年度

測量・建設コンサルタント等業務

競争入札参加資格審査（追加）申請手続きの概要

窓口申請

三次市が、令和5年度及び6年度に発注する測量及び建設コンサルタント等業務の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする**市内業者**は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「資格審査申請書等」という。）を提出しなければなりません。なお、原則として入札は電子入札で行っておりますので、可能な限り電子申請での申請をお願いします。

1 資格審査申請書等の提出先

申請区分	提出方法	受付場所
市内業者 (登記簿上の本店を 市内に有する者)	持参	〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 三次市役所 財政課 契約係 (三次市役所東館4階) TEL 0824-62-6141 (直通)

2 受付期間

令和5年4月1日から令和6年9月17日まで随時受け付けます。

※閉庁日を除く9時～12時、13時～16時

3 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- イ 「測量」分野を希望業務とする者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者。
- ウ 「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者。
- エ 「その他」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者。
- オ 直近2年間において、入札参加資格の審査を申請する希望業務分野（測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及びその他）について、業務を行った実績のない者。
- カ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、法人税、所得税、消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がある者。
- キ 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項についての虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、三次市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から2年を経過している者を除く。
- ク 次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く）
 - (ア) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - (イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - (ウ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務※社会保険等未加入者（届出の義務がない者を除く）の申請は受付できませんので、ご注意ください。

4 資格認定

資格認定については、令和5年4月1日以降、随時書類を受け付け、原則として**3か月ごとに資格を審査・認定**する予定です。資格を認定した後にすみやかに市ホームページの「競争入札参加資格登録業者名簿」に掲載しますのでご確認ください。

※認定スケジュールのイメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
受付	→			→			
審査・認定			(4・5・6月受付分) →			(7・8・9月受付分) →	

5 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から令和6年度の末日までとします。
ただし、この資格は、令和7年度においてもその年度における資格が認定される日まで有効とします。

6 提出書類一覧表（資格審査申請書等）

- ・様式の定められているものは、所定の様式で提出してください。
- ・提出書類については、提出書類一覧表の番号順に「クリップ留め」してください。
「8受付票」（様式第5号）は、クリップ留めせずに提出してください。
- ・○印は提出が必須のものを示し、△印は届出、加入、認証取得等をしているなど該当がある場合に提出が必要なものを示します。
- ・行政書士の方に申請を依頼される等、窓口に来られる方が当方の質問に答えられない場合が見受けられます。申請を依頼される場合には、行政書士の方が申請内容等の質問に答えられるよう十分に配慮してください。

番号	提出書類	様式	窓口申請 (書面申請)
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書	様式 第1号 (A～E)	○
2	有資格技術職員名簿	様式 第2号	○
3	希望業務実績調書 ※注1	様式 第3号	○
4	測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、司法書士登録証明書の写し ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。	—	△
5	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し	—	△
6	市税について滞納がないことを証する書面（滞納がないことの証明書）【写し不可】 ※注3 ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。	—	○

番号	提出書類	様式	窓口申請 (書面申請)
7	消費税及び地方消費税の納税証明書又はその写し ※注3 (免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。) ※国税通則法施行規則別紙第9号様式その3による納税証明書(未納の税額がないことの証明)のほか、税目を指定した「その3の2」(申告所得税と消費税及び地方消費税)や「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税)による証明も可とします。 ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。	—	○
8	令和5年・6年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書受付票	様式 第5号	○
9	財務諸表(決算報告書) ※注1 ・法人…直前1年の事業年度の下記①から④の書類 <u>すべて</u> ①「貸借対照表」、②「損益計算書」、 ③「株主資本等変動計算書」、④「注記表」 ・個人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」及び「損益計算書」 ※資格審査申請書等を提出する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出してください。	—	○
10	法人…登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写し ※注1 ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。	—	○
11	ISO9001の認証取得を示す登録証及び附属書の写し	—	△
12	健康保険、厚生年金保険、雇用保険(以下「社会保険等」という。)の加入状況を確認できる書類の写し ※注2 (社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く)	—	△
13	申出書 ※健康保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合に提出してください。	様式 第6号	△
14	市税等納税調査承諾書	様式 第7号	○

注1) 申請者が土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務を希望し、かつ国土交通大臣の定めた登録規定による登録業者であるときは、各登録規定による現況報告書の副本の写し(国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。)の提出があれば、「3 希望業務実績調書」、「9 財務諸表」及び「10 登記事項証明書(商業登記簿謄本)」の写しについては省略できます。

注2) 番号「12」で社会保険等保険への加入が確認できる書類とは、次のとおりです。

(1) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類(年金事務所の收受印のあるもの)のいずれかの写し(いずれも直近1年間以内の日付のもの)

(2) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、測量及び建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分）、その他雇用保険への加入が確認できる書類（労働局の收受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）

※社会保険等未加入者（届出の義務がない者を除く）の申請は受付できませんので、ご注意ください。

注3) 新型コロナウイルス感染症等の影響による税の徴収猶予等について

番号「6」は、「新型コロナウイルスの影響により徴収猶予を受けたもの以外には三次市税に滞納はありません」と記載された、滞納がないことの証明書を提出してください。

番号「7」は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたことにより、税の徴収猶予等を受けている事業者については、納税証明書等の提出は不要ですが、猶予の特例が認められていることが確認できる書類（猶予許可通知書の写し等）を提出してください。

※各様式の日付は、申請書を提出する日をご記入ください。

※各様式の◎と表示されている部分には、その欄に該当する印を押印の上、ご提出ください。